

すべての用語について、あらゆる解釈の可能性を自問自答する。明細書、引用文献、意見書を参酌し、各用語の射程距離を、その特許発明の目的・作用・効果に照らして解釈する。

## 先行特許【請求項1】 ( )は対象製品の特徴を念頭においた自問自答の例

**黒鉛**(発明が意図する“黒鉛”の範囲はどこまでか、 $\alpha$ 黒鉛のみか？粒子形状は限定されるか？)**を含有**(同、“含有する”の範囲はどこまでか、分散状態は？他の成分は？色鉛筆に黒鉛が微量混在する場合は？)**する芯**(同、“芯”の範囲はどこまでか、棒状に限られるか？硬くなければ芯ではないか？)と、

**芯の周囲**(同、“周囲”の範囲はどこまでか、間に接着層があってもよいか？芯が中心から偏心していてもよいか？)**に設けられた木製**(同、“木製”の範囲はどこまでか、古紙は含むか？)**の軸**(同、“軸”の範囲はどこまでか、棒状のみか？)と、

**軸の端部**(同、“端部”の範囲はどこまでか、軸に直結していなくてもよいか？)**に設けられた消しゴム**(同、“消しゴム”の範囲はどこまでか、ゴム製に限るか？文字が消せないゴムも含むか？)と、

**を備える鉛筆**(同、“鉛筆”の範囲はどこまでか、シャープペンシルやアイブローも含むか？)。